

第53回 滋賀県芸術文化祭参加事業募集要項

「滋賀県芸術文化祭」は、県民の皆さんに日ごろの文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただき、また、優れた文化芸術に親しみ鑑賞していただくため毎年開催し、今年で53回目を迎えることとなりました。

第53回滋賀県芸術文化祭を県民みんなのものとし、文化芸術活動をより一層推進するため、芸術文化祭に参加される事業を募集します。

参加承認された公演や行事は、あらゆる機会に広く県民の皆さんにお知らせします。また、コンクール形式の催し物については、その催しのなかで優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から芸術文化祭奨励賞を授与します。

1. 開催期間

令和5年8月26日(土)～令和6年1月31日(水)

2. 主 催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会

公益財団法人びわ湖芸術文化財団

3. 参加部門および種目

滋賀県芸術文化祭の参加事業は、次に掲げる部門および種目とします。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 美 術 | 日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真など |
| (2) 音 楽 | オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラ、軽音楽など |
| (3) 演 劇 | 新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど |
| (4) 洋 舞 | バレエ、モダンダンスなど |
| (5) 文 芸 | 俳句、短歌、詩、小説、随筆など |
| (6) 伝 統 芸 能 | 詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など |
| (7) 伝 統 文 化 | 華道、茶道など |
| (8) メディア芸術 | 映画、アニメーションなど |
| (9) 文 化 一 般 | (1)から(8)までのうち2部門以上にわたるものや、講演会、シンポジウムなど |

4. 参加基準

参加事業は次の条件をすべて満たすもので、実行委員会が承認した事業とする。

- (1) 滋賀県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 興行を主たる目的としないものであること。
- (4) 政治的、宗教的目的を有しないものであること。

5. 参加申込の方法

芸術文化祭参加事業申込書に必要事項を記入の上、6月26日(月)(必着)までに、郵送、メール等で下記あて申し込んでください。

記入にあたっては別紙「記入の仕方」を参考にしてください。

なお、参加事業申込書の※欄が総合パンフレット掲載事項となります。

<送り先> 〒520-0806 大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 地域創造部内 滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局

[TEL 077-523-7146] [FAX 077-523-7147]

[メールアドレス geibunsai@biwako-arts.or.jp]

※参加事業申込書、参加事業実施報告書は財団ホームページからダウンロードできます。

(https://www.biwako-arts.or.jp/rd/about/shiga_art/)

6. 参加承認の通知

申し込みのあった参加事業については、滋賀県芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

7. 参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、下記のことを守ってください。

- (1) ポスター、チラシ、プログラム、看板等に「第53回滋賀県芸術文化祭参加事業」である旨および【「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」シンボルマーク】の記載をしてください。(シンボルマークの画像データが必要な場合はご連絡ください。)
- (2) 事業終了後20日以内に、承認通知と同送でお送りする「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の資料を添付し、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。

8. 芸術文化祭奨励賞の交付

コンクール形式による事業については、その事業のなかでの審査の結果、優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から「芸術文化祭奨励賞」(賞状)を交付します。

なお、「芸術文化祭奨励賞」(賞状)は、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局(びわ湖ホール内)または県立文化産業交流会館まで受け取りに来てください。

9. その他

滋賀県または滋賀県教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合には、この「参加事業申込」とは別に、申請手続きが必要ですのでご留意ください。

インターネットでの申請も出来ます。

滋賀県文化芸術振興課 後援名義

検索